

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 建設部建築課

番号 6

許認可等の内容		敷地の目的外使用
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市営住宅条例第54条 茅ヶ崎市営住宅条例施行規則第39条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用するとき。</p> <p>(2) 電気事業、水道事業、ガス事業、通信事業その他公益事業に使用するとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>市長が特に必要があると認めるときについては、個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、設定していない。</p> <p>裏面に続く</p>
	参考事項	茅ヶ崎市市有財産規則第16条、第17条
	設定等年月日	平成9年 9月30日設定 ( 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日 (休日を含む。)
	設定等年月日	平成9年 9月30日設定 ( 年 月 日最終変更)

(裏)

審		
査		
基	基 準	<p>目的外使用の許可(以下「使用許可」という。)の期間は、1年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、3年を限度として使用許可をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 電柱、電話柱、広告板類、標識柱類及びその附属設備の設置のために使用させるとき。</li><li>(2) 水道管又はガス管等の埋設のために使用させるとき。</li><li>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</li></ol>
基		<p>市長が特に必要があると認めるときについては、個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、設定していない。</p>
準		